

報告第 2 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 5 年度財政健全化
判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び
第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 令和 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

項目 \ 比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.6	61.0
早期健全化基準	14.05	19.05	25.0	350.0

2 令和 5 年度決算に基づく経営健全化判断比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
矢巾町水道事業会計	—	
矢巾町下水道事業会計	—	